

○千代田区立こども園条例

平成13年12月10日条例第35号

改正

平成19年3月1日条例第6号

平成20年3月7日条例第7号

平成21年12月7日条例第32号

平成24年3月19日条例第3号

平成26年12月9日条例第25号

千代田区立こども園条例

新たな世紀の子どもたちは、家庭・地域・行政の協働により、伸びやかに健やかに育成される必要があり、いつでも輝いて未来に夢をつなぐ存在となるべきである。また、そのためには、子どもを産み育てることに希望と自信が持てる地域社会を形成していく必要がある。

ところが、近年、少子化や核家族化の進行など、社会状況の変化が著しく、保護者の中には、育児に対する不安を持ち孤立感を深めている人もおり、育成環境の整備が求められている。とりわけ、人間の成長過程において乳幼児期の育成環境は、その人の人格形成にとって重要な要素となるため、その整備が強く求められる。

現行では、義務教育就学前の乳幼児の育成は、児童福祉法に定める保育園と学校教育法に定める幼稚園の二つの施設で担われてきている。

しかし、近年、保育園及び幼稚園の乳幼児の育成内容に大きな差はなくなっており、事実上、両施設の一元化が進んできている。

千代田区においては、当面、現行の法律体系の枠を踏まえつつ、区民の子育ての現状に対応し、これまでの保育園・幼稚園の要素を組み合わせ、子どもと保護者の双方の視点に立って、乳幼児育成環境を整備するとともに、乳幼児育成施設の新たな制度化を内外に働きかけていくこととする。

この条例は、0歳から就学前までの子どもを一つの施設において継続的に育成し、一貫した乳幼児育成の環境を整備することを目的とする「こども園」を設置するため制定する。

(設置)

第1条 保護者の委託を受けて乳幼児に対し保育及び教育（以下「育成」という。）を実施するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づく保育所及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園を包含する施設として、千代田区にこども園を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 乳児及び幼児をいう。
- (2) 乳児 満3歳未満の者をいう。
- (3) 幼児 満3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

追加〔平成26年条例25号〕

(名称及び位置)

第3条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千代田区立いずみこども園	東京都千代田区神田和泉町1番地
千代田区立ふじみこども園	東京都千代田区富士見一丁目10番3号

一部改正〔平成21年条例32号・26年25号〕

(入園資格)

第4条 こども園は、千代田区に住所を有する乳幼児のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者
- (2) 法第19条第1項第2号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者
- (3) 法第19条第1項第3号に該当する乳児であって同法第20条に基づく認定を受けた者

一部改正〔平成26年条例25号〕

(育成の実施)

第5条 こども園は、前条の乳幼児に対し、次の育成事業を実施する。

- (1) 前条第1号及び第2号に規定する幼児に対し実施する幼稚園教育要領（幼稚園の教育課程その他の教育内容について文部科学大臣が定める要領をいう。）に基づく幼児教育
- (2) 前条第2号及び第3号に規定する乳幼児に対し実施する保育所保育指針（保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づく保育
- (3) その他千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認める育成事業

一部改正〔平成26年条例25号〕

(入園手続)

第6条 保護者は、その保護する乳幼児の入園を希望するときは、区長に申し込むものとする。

2 前項の申込み及びこれに対する承諾その他の入園手続に関する事項は、別に定める。

一部改正〔平成26年条例25号〕

(育成を受託しない場合)

第7条 区長は、次の各号に該当するときは、育成を受託しないことができる。

- (1) 入園希望者が受託可能な人数を超えるため、育成事業を実施することができないとき。
- (2) その他受託することが不相当であると認めるとき。

追加〔平成26年条例25号〕

(保育料)

第8条 育成を委託する保護者は、乳幼児の年齢及び保育時間に応じ、別表第1又は別表第2に定める保育料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1号に該当する幼児が生計を一にする世帯（別表第1又は別表第2に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）において、小学校3年生以下の児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）が小学校に就学又は幼稚園その他千代田区規則（以下「区規則」という。）で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の児童のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）以外のものでこども園に就園している幼児に係る保育料の額は、当該幼児が当該2人以上の児童のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2子 別表第1又は別表第2に定める額に0.5を乗じて得た額
- (2) 第3子以降 免除

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第2号及び第3号に該当する乳幼児が生計を一にする世帯（別表第1又は別表第2に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）において、2人以上の乳幼児がこども園その他区規則で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の乳幼児のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）以外のものでこども園に就園している乳幼児に係る保育料の額は、当該乳幼児が当該2人以上の乳幼児のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2子 別表第1又は別表第2に定める額に0.5を乗じて得た額
- (2) 第3子以降 免除

4 育成を委託する保護者は、通常時間終了後引き続き育成を委託するときは、前3項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1時間あたり別表第1又は別表第2に定める額の1割の額（100円未満の端数を切り捨てる。）を納入しなければならない。

5 区長は、前各項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、育成を委託する保護者にその額を通知しなければならない。

全部改正〔平成26年条例25号〕

(保育料の減免)

第9条 保育料は、区長が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

追加〔平成26年条例25号〕

(保育料の還付)

第10条 既納の保育料は、還付しない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成26年条例25号〕

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成26年条例25号〕

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後のこども園の入園に関し必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

2 施行日前、現に千代田区立いずみ保育園に在園している乳幼児及び千代田区立和泉幼稚園に在園している幼児は、施行日において千代田区立いずみこども園に入園したものとみなす。ただし、こども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

(平成19年度における保育料等の額の決定の特例)

第2条の2 第6条の規定による平成19年4月分から平成20年3月分までの保育料等の額の決定において、別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5(以下「各表」という。)に定めるC階層に属する世帯に係る階層区分(C1階層を除く。)の判定については、各表Cの部中「所得割額」とあるのは「定率控除前の所得割額(地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第40条第8項及び第9項に規定する市町村民税に係る定率による税額控除の額を控除する前の所得割額をいう。)から、当該額に100分の15を乗じて計算した金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額(当該金額が4万円を超える場合には、4万円))を控除した額」とする。

追加〔平成19年条例6号〕

第2条の3 第6条の規定による平成19年4月分から平成20年3月分までの保育料等の額の決定において、各表に定めるD階層に属する世帯に係る階層区分の判定については、各表Dの部(「A階層を除き前年分の所得税課税世帯」の部分を除く。)中「所得税」とあるのは「定率控除前の所得税額(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)第2条第3号に規定する所得税額をいう。)から、当該額に100分の20を乗じて計算した金額(当該金額が25万円を超える場合には、25万円)を控除した額」とする。

追加〔平成19年条例6号〕

附 則 (平成19年3月1日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月7日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月7日条例第32号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における千代田区立ふじみこども園の入園に関し必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

第3条 施行日前、現に千代田区立飯田橋保育園に在園している乳幼児及び千代田区立富士見幼稚園に在園している幼児は、施行日において千代田区立ふじみこども園に入園したものとみなす。ただし、千代田区立ふじみこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

(千代田区立保育所条例の一部改正)

第4条 千代田区立保育所条例(昭和36年千代田区条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表千代田区立飯田橋保育園の項を削る。

(千代田区立学校設置条例の一部改正)

第5条 千代田区立学校設置条例(昭和39年千代田区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1 同 富士見幼稚園の項を削る。

附 則（平成24年3月19日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、千代田区規則で定める日から施行する。（平27規則6・平27.4.1施行）  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のこども園における育成の実施について必要な手続は、施行日前に行うことができる。
- 3 この条例による改正後の千代田区立こども園条例（以下「新条例」という。）の保育料に関する規定は、施行日以後の育成に係る保育料について適用し、同日前の育成に係る保育料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に現に就園している乳幼児の保育料について、新条例に基づく保育料の階層区分が、旧条例（この条例による改正前の千代田区立こども園条例をいう。）の規定に基づく保育料の階層区分（以下「旧区分」という。）よりも高くなる世帯にあっては、平成27年4月から同年8月までの間、旧区分による保育料を徴収するものとする。

別表第1（第8条関係）

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分			保育料の額（月額）	
階層区分	階層区分の定義		3歳未満児	3歳児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯		0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯		1,900	1,300
D	1	前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	5,600
	2	前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	8,300	7,300
	3	前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,400	9,300
	4	前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	15,400	10,900
	5	前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	19,100	12,700
	6	前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	21,500	14,300
	7	前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	23,600	15,800
	8	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	25,500	17,000
	9	前年度分の特別区民税所得割額が203,100円未満の世帯	27,500	18,200
	10	前年度分の特別区民税所得割額が225,600円未満の世帯	29,200	19,500
	11	前年度分の特別区民税所得割額が245,800円未満の世帯	31,000	20,700
	12	前年度分の特別区民税所得割額が257,100円未満の世帯	32,500	21,600
	13	前年度分の特別区民税所得割額が268,300円未	34,200	22,600

		満の世帯		
	14	前年度分の特別区民税所得割額が279,600円未満の世帯	35,700	22,600
	15	前年度分の特別区民税所得割額が290,800円未満の世帯	37,200	22,600
	16	前年度分の特別区民税所得割額が302,100円未満の世帯	38,500	22,600
	17	前年度分の特別区民税所得割額が313,300円未満の世帯	40,000	22,600
	18	前年度分の特別区民税所得割額が369,600円未満の世帯	43,400	22,600
	19	前年度分の特別区民税所得割額が425,800円未満の世帯	48,900	22,600
	20	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円未満の世帯	53,700	22,600
	21	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円以上の世帯	57,500	22,600

備考

- この表に定める3歳未満児の保育料の額は、年度の初日において3歳に満たない乳幼児について、当該年度の間、これを適用する。
- この表に定める3歳児の保育料の額は、年度の初日において3歳に達した幼児及び年度途中に入園した幼児のうち当該年度の初日以後入園日以前に3歳に達した者について、これを適用する。
- 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

全部改正〔平成26年条例25号〕

別表第2（第8条関係）

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分			保育料の額（月額）	
階層区分		階層区分の定義	3歳以上児	
			長時間保育	短時間保育
A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B		前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C		前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	7,100	4,000
D	1	前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	7,100	4,000
	2	前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	7,200	4,100
	3	前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,200	5,100
	4	前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	10,800	5,900
	5	前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	12,600	6,800
	6	前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	14,200	7,600
	7	前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未	15,700	8,300

		満の世帯		
	8	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	16,900	8,900
	9	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円以上の世帯	18,000	9,500

備考

- 1 この表に定める保育料の額は、年度の初日の前日においてすでに3歳に達している幼児について、これを適用する。
- 2 第5条に規定する育成事業のうち短時間保育（別に定める時間内において実施する育成事業をいう。）を委託する場合は、「短時間保育」の欄を適用する。ただし、当該事業の夏季休業期間のうち8月分の保育料は、納入を要しない。
- 3 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。  
全部改正〔平成26年条例25号〕